

二宮町新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

令和2年6月10日現在

1. 教育活動の再開に関すること

- ・学校の教育活動再開に当たっては、在籍する全児童生徒が一斉に登校し、学級等の集団で通常の教育活動を実施する前に、まずは、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するため、分散登校や短縮授業を組み合わせながら段階的に教育活動を拡大し、通常登校へと移行していくこと。
- ・教育活動の段階的な再開については、6月1日（月）から6月26日（金）までは、原則分散登校とする。分散登校方法の詳細は、別紙①「学校再開後の分散登校等の予定について」を参照すること。
- ・段階的な再開については、地域の感染状況や社会情勢を鑑み、実施期間を変更する場合もあることに留意すること。

2. 保健管理等に関すること

(1) 感染症対策について

①感染源を絶つこと

- ・児童生徒及び同居の家族（以下、児童生徒等）の健康状態を把握し、発熱等の風邪症状が見られる場合は、自宅で休養させることを徹底する。なお、教職員についても同様の対応とする。
- ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認について、「健康観察票」を用いて行う。登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認を行う。

②感染経路を絶つこと

- ・児童生徒及び教職員がマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。
- ・登校時や給食の前後、外から教室に入る時、トイレの後等にこまめな手洗いを徹底する。
- ・「換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底」「多くの人の手の届く距離に集まらないための配慮」「近距離での会話や大声での発声を可能な限り控える」という、いわゆる3密を避けるための保健管理や環境衛生を良好に保つよう徹底する。
- ・教室やトイレ等児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が触れる箇所は、1日1回以上消毒液（次亜塩素酸ナトリウム液）を使用して清掃を行う。また、消毒液を使用する際は、下記事項について配慮する。

<次亜塩素酸ナトリウム液使用時の留意事項>

- ゴム手袋を着用のうえ、換気をしながら使用する
- 家庭用塩素系漂白剤約10mlに対して水1ℓの割合で希釈し、時間が経過すると効果が弱まることから、早めに使い切るようにする。
- 消毒対象に直接噴霧せず、綺麗な雑巾等に噴霧して使用する
- 木製には効果が薄いため、アルコールや台所用洗剤の水溶液で消毒する

③免疫力を高めること

- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

④新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の指導

- ・児童生徒に対して、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、資料など※を活用し、発達段階に応じた指導をする。

※https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm（文部科学省）

※http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200330_006139.html（日本赤十字社）

⑤学校における生活場面ごとの感染防止対策について

- ・上記①～④及び、別紙②「生活場面ごとの感染防止策例」を参考に、感染症対策を講じる。

（２）出席停止等の扱いについて

- ・児童生徒等の感染が判明した場合または児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置をとる。後者の場合における出席停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間とする。
- ・児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、自宅で休養するよう指導する。この場合出席停止とする。一時的な発熱の後、他に症状がなく、体調が完全に回復した時点で登校させても良い。
- ・保護者が感染を危惧して児童生徒を欠席させる場合は、学校の感染症対策について説明し、それでも保護者が欠席させる場合も、学校長の判断で出席停止とすることができる。
- ・保護者の考えで欠席させる場合でも、保護者と十分な連携、協力関係を保ち、教育課程に則った学習課題を与えることが必要であり、また、その学習状況が十分に把握できる場合には、学校長の判断において出席扱いとすることもできる。
- ・医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒については、主治医や学校医、医療的ケア指導医に相談の上個別に登校の判断をする。その結果、登校すべきでないと判断された場合は出席停止とする。
- ・海外から帰国した児童生徒については、政府の要請に基づく 2 週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。

3. 学習指導に関すること

(1) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

- ・可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置づけのない補習や家庭学習を課す等の必要な措置を講じる。例えば、時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮、土曜日に授業を行う等が考えられる。なお、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に考慮し、負担が過重にならないよう配慮する。
- ・授業や家庭学習において、ICTを積極的に活用し、効果的・効率的に学ぶことができるように工夫する。
- ・家庭学習が次の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断した時には、当該内容を再度学校における対面指導で取扱わないこととすることができる。

＜要件＞ ①教科等の指導計画に照らして適切に位置づくものであること。
②教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。但し、一部の児童生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講ずること。

(2) 各教科等の指導における感染症対策等に関すること

- ・本ガイドライン「2. 保健管理等に関すること (1) 感染症対策について」及び、別紙③「学習場面ごとの感染防止策例」を参考に、感染症対策を講じるとともに、それでもなお感染の可能性が高い一部の実技指導等においては、指導の順序の変更等、指導の工夫を図る。

4. 学校行事の実施に関すること

- ・各学校では、各教科等の授業時数の確保に努めつつ、児童生徒にとっての学校行事や児童・生徒会活動、クラブ活動、部活動等がもつ教育的な意義を踏まえ、予め、その活動時間の確保にも留意しておくこと。
- ・その際には、感染防止の観点から、児童生徒の安全・安心を第一とし、次のような観点から実施計画を抜本的に見直し、実施の有無を検討すること。

- ① 各活動のねらいを改めて確認し、関連するものは統合する
- ② 3密防止などの感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は行わない
- ③ 準備や練習の時間を最小限とする

【参考】 検討・判断基準等の例

- ・ 感染防止に加え、次のことを考慮し総合的に判断
 - ① 学校経営方針や今年度の重点目標の実現に向けて優先性があるか。
 - ② ねらいの達成に向けて、他の行事や取組で代替不可能か。
 - ③ 児童生徒や教職員へ過重な負担がかからないか。
 - ④ 慣習や前例踏襲ではなく、児童生徒の学びにとって不可欠か。
- ・ 中止等を判断する際の考慮事項
 - ① 児童生徒や家庭・地域の目線から、この状況での実施に納得が得られるか。
 - ② 中止する学校行事のねらいを、他の取組でどのように代替できるか。
 - ③ 中止によって、実行委員等に選出されていた児童生徒のケアは可能か。
 - ④ 中止等の変更によって生じた時間数の活用方法は明確であるか。
- ・ 児童生徒や家庭・地域等との共有事項
 - ① 学校全体に関わる行事や関係団体と協働する行事については、学校運営協議会、PTA 本部役員や関係団体等の理解を得るようにする。
 - ② 決定した変更内容については、判断の経過や決定理由を含め、児童生徒に分かりやすく説明するほか、学校便りやホームページ等で家庭・地域への情報提供を行う。
 - ③ 児童会・生徒会に関わる行事については、実施の判断やその在り方も含めて、児童生徒の意見をもとに、可能な限り主体的に決定、実践させることが望ましい。
 - ④ 学年や学級単位の行事については、教職員と児童生徒が話し合いを重ねながら、限られた授業時間数の中で、学年づくり、学級づくりのために必要な取組を絞り込み、主体的・協働的な実践となるよう指導・支援する。

5. 教育相談及び、配慮が必要な児童生徒に対する支援に関すること

(1) 心のケアについて

- ・ 学級担任や教育相談コーディネーター、養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等から、児童生徒等の状況を的確に把握・共有した上で、健康相談等の実施や心理教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつなぐなど、必要な支援を行うようにする。
- ・ 自宅で過ごす児童生徒については、本人及び保護者との連絡を密にし、ストレス等の課題に関して相談窓口（24 時間子ども SOS ダイアル）を適宜周知するとともに、必要に応じて養護教諭や教育相談コーディネーター、心理教育相談員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援を行うようにする。

「24 時間子ども SOS ダイアル」 0120-0-78310（フリーダイヤル）

(2) いじめ、偏見、差別の防止について

- ・感染症や疾患、海外からの帰国等をきっかけとしたいじめ、偏見、差別等が生じないよう児童生徒の発達段階に応じた指導や、より一層の注意喚起を行い、人権に十分配慮した対応をする。
- ・児童生徒のサインや悩みを受け止めた教職員は、一人でその問題を抱え込まず、組織的な対応を行うようにする。

(3) 児童生徒を取り巻く環境の変化に起因する問題行動等への対応について

- ・臨時休業や外出自粛等の状況下において、家庭内の心理的なストレス要因が高まることによる虐待のリスクが高まることや、保護者の就業状況の変化により生活環境が悪化する児童生徒がいるという認識のもと、児童生徒に対応する。
- ・児童生徒の異変や違和感を見逃さないようにするとともに、教育相談コーディネーターや児童生徒指導担当を中心に校内で情報共有し、必要に応じてスクールソーシャルワーカーによる支援を行うようにする。また、虐待の可能性がある場合には、二宮町子育て・健康課や平塚児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うようにする。

(4) 配慮が必要な児童生徒への対応について

- ・児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達段階を十分に踏まえ、保護者とも情報共有をしっかりと行ったうえで、無理のないように個別の指導計画を策定する。特に再開当初、児童生徒の学校における生活習慣が定着し安定するまでは、可能な限り学校全体で指導体制を整え、チームで指導・支援にあたるようにする。
- ・日本語指導が必要な児童生徒及びその保護者に対しては、日本語指導員の積極的な活用をはじめ、きめ細やかな対応をする。
- ・通級指導教室については、基本的な感染症対策を行い、別紙③「学習場面ごとの感染防止策例」を参考に、原則として、給食再開後から指導を開始する。

6. 学校給食に関すること

- ・学校給食は、6月15日（月）以降、別途提示する実施計画に基づき実施する。
- ・給食中の環境については、児童生徒全員の食事前の手洗いを徹底する、会食時の会話を控える、対面での着席を回避する等の工夫をする。
- ・別紙②「生活場面ごとの感染防止策例」も参考にして、感染リスクを可能な限り低くする。

7. 部活動に関すること

- ・通常の登校が再開された日から活動を再開することができるが、睡眠時間確保、体力温存、朝の健康観察に余裕を持たせる等の理由で、次に示すような例を参考に無理のない活動計画を立てるようにする。

＜再開した場合の活動計画例＞

- ・朝練習は行わない。
- ・1週間のうち、平日は3日まで、土日は1日までの活動とする。
- ・対外的な活動は行わず、校内での活動のみ。合同練習も不可とする等

- ・部活動の実施にあたっては、「二宮町立学校に係る部活動の方針」に基づいて実施するとともに、3密の条件が重ならないよう、別紙③「学習場面ごとの感染防止策例」を参考に実施内容や方法について工夫する。
- ・生徒に手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。
- ・部活動の実施状況について、教職員が把握する。
- ・部活動で教室等を利用する際は、短時間の利用や一斉の利用を控える等留意する。
- ・活動前後に必ず健康観察を行い、発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- ・各学校の状況に応じて活動時間短縮や活動日を減らす等、生徒や教職員等の健康に留意した形で実施する。
- ・外部指導者が指導する際も、外部指導者にも基本的な感染症対策の実施及び、上記の留意事項を踏まえた上で指導にあたるように依頼する。
- ・各種大会の中止に伴う、生徒の心のケアに留意し、指導・支援を行うようにする。

8. 教職員の出勤等の服務に関すること

- ・教職員本人が罹患した場合や、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇を取得させる。
- ・教職員が、濃厚接触者等の理由により、出勤することで感染症が蔓延する恐れがある場合には、病気休暇の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにする。

9. その他

(1) 児童生徒等や、教職員等が新型コロナウイルス感染症と診断された場合について

- ・学校にて把握した状況等について、速やかに二宮町教育委員会に報告する。
- ・二宮町教育委員会では、「学校内における活動の様態」「接触者の多寡」「地域における感染拡大の状況」等を考慮し、保健所と十分に相談した上で、当該校の全部又は一部の臨時休業の実施について判断する。

(2) 校庭開放について

- ・授業に支障がない範囲で、各校の実情に応じて開放してもよい。
- ・校庭開放を実施する際には、大人数での利用や、運動用具の共有を控えるよう、保護者の理解を得ながら実施する。

学校再開後の分散登校等の予定について

学校種	日程	登校方法	給食
小学校	【6月1～2週目】 6/1(月)～6/12(金)	○分散登校 地区ごとにクラスをA・B、2つのグループに分け、午前日課で登校。 *第1週 月：A 火：B 水：A 木：B 金：A *第2週 月：B 火：A 水：B 木：A 金：B	給食なし
	【6月3～4週目】 6/15(月)～6/26(金)	○分散登校 地区ごとにクラスをA・B、2つのグループに分けて登校。 *第3週 月：A 火：B 水：A 木：B 金：A *第4週 月：B 火：A 水：B 木：A 金：B ・～6/24(水)4時間授業、給食後下校 ・6/25・26 給食後5時間目まで授業を行い下校	給食あり
	【6月5週目～】 6/29(月)～	○通常登校	給食あり
中学校	【6月1～2週目】 6/1(月)～6/12(金)	○分散登校 クラスをA・B、2つのグループに分け、午前Aグループ、午後Bグループで登校。日によってA・Bを入れ替える。	給食なし
	【6月3～4週目】 6/15(月)～6/26(金) 給食ありの分散登校例①	○分散登校 *第3週 Aグループ：午前中授業を実施、給食を食べて下校 Bグループ：自宅で昼食をとってから登校後、午後から授業 *第4週 A・Bを入れ替えて実施	給食あり
	【6月3～4週目】 6/15(月)～6/26(金) 給食ありの分散登校例②	○分散登校 クラスをA・B、2つのグループに分け、登校。 *第3週 月：A 火：B 水：A 木：B 金：A *第4週 月：B 火：A 水：B 木：A 金：B	給食あり
	【6月5週目～】 6/29(月)～	○通常登校	給食あり

生活場面ごとの感染防止対策例

別紙②

※考えられる一例です。児童生徒の実態等に応じて工夫してください。

活動場面	主な対応・指導例
登校前・登校時	<p><登校前></p> <p>児童・生徒（保護者による指導）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎朝、検温及び健康観察を行い、学校等が作成した健康観察票に記録したうえで学校に持参する。（健康観察票は16日間以上保存） ・発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合は、学校に連絡したうえで、症状がなくなるまで自宅で休養する。 ・同居する家族等が感染又は感染の疑いがある場合は、学校に連絡したうえで自宅に滞在する。 ・マスク、ハンカチ・タオルを持参する。共用しないよう指導する。 ・こまめな水分補給のために、飲み物を持参する。等 <p><登校時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTAや地域ボランティア等と連携し、登下校の安全指導と、密集回避などの感染防止指導を行う。 ・学年、クラス、地区単位で通学推奨時間を設定するなど、多くの児童・生徒が一斉に昇降口を利用しないよう指導する。 ・児童・生徒が持参した健康観察票を確認し、家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童・生徒については、教室に入る前に、検温及び健康観察等を行う。 ・使用した体温計は1人ごとにアルコール等で消毒する。 ・学校で検温等を行う際には、3密を避けられる場所を用意する。 ・登校した児童・生徒に発熱等の風邪症状などがある場合には、他の児童・生徒と接触しない場所で休養させ、保護者との相談のうえ、必要があれば帰宅とする。 ・こうした対応は、養護教諭や担任だけでなく、全職員で連携して対応できるよう体制を整備しておく。等 ・熱中症予防のため、登下校時については、マスクは着用しなくても良いと指導する。
学校生活全般	<p><うがい・手洗い等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登校時の教室に入る前や、給食の前後、外から教室に戻る時、トイレの後といった際の、こまめなうがい・手洗い等を指導する。 ・基本的には流水と石けんで30秒程度かけて手洗いをさせる。石けん等に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなど配慮を行う。 ・手洗いの際、洗い場に集中しないよう指導する。 ・こまめな水分補給を行うよう指導する。授業中にも水分補給を行うことを認める。等

	<p><換気等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気のため、各教室は2方向の窓を開けておく。加えて、出入口のドアも開放したりするなど換気を徹底する。 ・気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開する。 ・冷暖房器具を使用する場合も窓を開けた換気を行う。 ・換気の程度や室温等については、天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談し、児童・生徒の服装についても配慮する。 ・体育館のような広く天井の高い場所でも、換気を行う。等 <p><座席配置・マスク着用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の座席について、向かい合わせを避け、飛沫がかからないような十分な距離を保つ。 ・通常マスクを着用させる。近距離での会話や発声が必要な場合は、マスクの着用を徹底させる。等 <p><共用部分等の消毒対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に多くの児童・生徒や教職員が手を触れる箇所（蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行う。（消毒液としては、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム水溶液を推奨） ・次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用する場合には、手袋を着用し、消毒後に水拭きを行う。 ・教材、教具、情報機器等、児童・生徒間の共用を避けるのが難しいものについては、適宜消毒を行う。また、児童・生徒に対し、これらを使用する前後には手洗いするよう指導する。等
給食時	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行う。 ・配食を行う児童・生徒及び教職員について、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は、給食当番を代えるなどの対応をとる。 ・配食時のマスク着用を徹底する。 ・児童・生徒等全員が食事の前の手洗いを行うよう徹底する。 ・食事をする際には、机を向かい合わせにはせず、座席の間隔をできるだけ空けて、飛沫を飛ばさないように会話を控える。 ・配膳の過程を簡略化し、関わる人数や時間を減らす等、感染防止のための工夫を行う。等
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・休み時間中の行動について、必要なルールを設定する。 ・トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して、グループに分けて実施する。 ・廊下で滞留しない。会話をする際にも一定程度距離を保つ。 ・お互いの体が接触するような遊びは行わない。

<p>清掃時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用具の共用を避けること、換気を最大限行うこと、トイレ掃除では使い捨ての手袋を使用することなど、感染リスクが低減されるような工夫を行う。また、当面は、教職員のみが清掃を行うことも考えられる。 ・ 清掃後は、手洗いを徹底する。 ・ 教室内の環境維持やごみ処理を行う者の感染リスク低減の観点から、例えば、ごみの持ち帰りの指導や、学年ごとに集約したごみ箱を廊下に設置する、ごみ箱内のごみの処理は教職員が行うなどの工夫をする。
<p>保健室にて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3密防止のため部屋のレイアウトを変更する。 ・ 一度に多くの児童・生徒が来室した際の対応マニュアル等を作成し実行する。 ・ 対応する教職員と来室する児童・生徒は常にマスクを着用する。 ・ 必要に応じてゴーグル、使い捨て手袋、フェイスシールド等を装着し、飛沫感染防止を図る。 ・ 対応するごとにうがい、手洗い又はアルコール消毒を行う。 ・ ごみは個々に密閉し、袋を二重にして捨てる。 ・ 児童・生徒の発熱等の風邪症状などを確認した場合には、保護者等と相談のうえ、安全に帰宅させる。学校に留まる際には、他の者との接触を避ける。 ・ ドアノブ等の共用部分については、休み時間終了後ごとなど、こまめに消毒液等を使用して清掃する。
<p>学校図書館にて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には他の教室同様の感染防止策を講じる。 ・ 読書や学習用の座席について、対面や近距離とならないような配置に変更する。 ・ 一度に多くの児童・生徒が集まることがないように、例えば学年ごとに利用時間を区切るなど制限する。 ・ 貸出しの際に近距離で対面することがないように、貸出し方法を変更する。 ・ 本を扱った後の手洗いを徹底する。 ・ 開館する時間帯には教職員が常駐し必要な対応・指導を行う。等

学習場面ごとの感染防止策例

別紙③

※考えられる一例です。児童生徒の実態等に応じて工夫してください。

学習活動の例	教科等	感染を防止するための例
特別教室の使用	各教科等	<ul style="list-style-type: none"> ・特別教室の使用については、感染リスク低減の観点から、不特定多数の児童生徒が机などを共有して使用することをできるだけ避けるため、可能な範囲で各自の教室を使用するようにする。 ・特別教室を使用する場合は、使用の前後で適切な消毒や手洗いをを行う。
器具や用具を共用で使用	各教科等	<ul style="list-style-type: none"> ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いをを行う。
音読	各教科等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒全員が前を向いた状態で行う。 ・座ったまま行う。
発表	各教科等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒全員が前を向いた状態で行う。 ・声を出さずに挙手をする。
話し合い グループ活動	各教科等	<ul style="list-style-type: none"> ・相手との距離をとる。 ・できる限り、少人数での活動とする。 ・対面にならないよう、互い違いの席配置とする等、声を出す向き等に留意する。 <p>※話し合い活動が主となる単元については、年間指導計画を変更することも考えられる。</p>
インターネットを利用する活動（調べ学習等）	各教科等	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンやタブレット端末を使う前後で手洗いをを行う。 <p>※機器を消毒すると故障する場合があるため。</p>
答え合わせ	各教科等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒や教員が声を出して行うのではなく、プリント等を配布し、各自丸付けをする。
読書活動	国語等	<ul style="list-style-type: none"> ・互いに距離をとる。（利用人数により教室と図書室の2部屋に分かれる等） ・本を読む前、本を読んだ後は手洗いをする。
実験	理科	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り少人数グループで活動するため、実験用具が多く準備できる単元から行う。 ・だ液を使用する実験、袋に息をふきこむ実験、密閉空間が必要な光を扱う実験、手をつなぐ必要がある実験等は、学習の実施時期を入れ替えたり、教員が演示で行ったり、事前に撮影した動画を視聴したりする等、必要に応じて年間指導計画を変更することも考えられる。

観察	生活、理科等	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然や植物、昆虫等を観察する場合は、観察対象を増やしたり、教員が演示で行っていることを画面に映したり、動画を視聴したりするなどして、密集することなく観察できる環境を整える。 ・同じ観察対象を複数の児童生徒が触らないようにする。
学校内の探検、学校内の調査活動	生活、社会、体育、保健体育、家庭 等	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の範囲や順番を決めたり、少人数グループで活動したりする。
歌、合唱、演奏、合奏	音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は鑑賞や音楽づくり・創作を中心に、学習カードやワークシートを活用した学習を行う。 ・歌う活動を行う場合は必ずマスクを着用し、部屋の大きさや（体育館等の広い場所を検討）、声を出す向き、歌う回数、互いの距離にも留意する。 ・当面は、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等、呼吸を使う楽器を使用しないこととする。演奏が可能だと判断した場合には、個人所有のものを使用し、互いに距離をとる。 ・リズム遊びで手を合わせたり、音楽に合わせて手をつないで体を動かしたりする等、接触のある活動を避ける。 ・木琴、鉄琴や太鼓等、一台の楽器を順番に使用する場合は、使う前後で手洗いをを行う。
造形遊びをする活動 絵や立体に表す活動 工作に表す活動 絵や彫刻などに表現する活動 デザインや工芸などに表現する活動	図画工作 美術	<ul style="list-style-type: none"> ・個人での活動を基本とする。 ・図工室、美術室では、対面にならないよう互い違いの席配置とする。教室で活動する場合は、机を前向きにして行う。 ・材料や用具を共同で扱う場合は、使う前後で手洗いをを行う。
鑑賞	図画工作 美術 音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・個人での鑑賞を基本とする。 ・鑑賞して気付いたことや感じたことについてワークシートに書く等、一人一人がじっくりと考える授業展開を工夫する。 ・鑑賞したことの共有については、ワークシート等を交換して見合ったり、教師がまとめたものを見たりすることで行う。

調理実習	家庭 技術家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・実習時期を見直したり、適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画を立案したりする。 ・実習を行う場合には、マスクを着用し、できるだけ少人数グループで活動するとともに、手洗いをこまめに行う。また、役割分担を明確に行い、同じ調理用具を触らないようにする。
設計、製作活動	技術家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、個人で取り組む。 ・工具等を共同で扱う場合は、使う前後で手洗いをを行う。 ・できるだけ、教室内の移動を少なくする。
体育の運動	体育 保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ない。ただし、児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではない。また、運動時にはN95マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導する。 ・マスクを着用せず運動する場合は、児童生徒間の距離を2m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保する。また、児童生徒が教え合う場面では、互いの距離を2m以上確保するとともに、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導する。 ・当面の間、地域の感染状況を踏まえ、体育の授業は、熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施する。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける。
体ほぐしの運動	体育 保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアで背中を合わせたり、手を合わせたりする活動等を避ける。 ・ボールやフープ等の道具を使い、個人でできる運動を中心に行う。道具を共同で扱う場合は、使う前後で手洗いをを行う。

ボール運動、球技	体育 保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期の変更が困難な場合には、一人一個のボールを基本に、個人でできる運動を中心に計画する。 ・ボールゲームは、密集を避けるため、できるだけ当てゲームにするなど内容を工夫する。 ・ゲームをする場合には最小限の実施とする。チームの人数を減らしたり、コートを広くとったりする等、密集する環境を避ける。 ・ビブスを使い回さないようにする。
武道	保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い武道については、年間指導計画の順序を入れ替えるなどの工夫を行い、当分の間、行わない。 ・授業を行う場合には、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面のない、柔道における基本動作や受け身、剣道における基本打突や剣道形などを中心とした学習内容にするなど、指導内容を工夫する。
器械運動	体育 保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ・跳び箱等、大人数で動かすものについては、準備・片付けの回数を少なくするため、同じ学年で連続して授業を行う等、時間割を工夫する。
コミュニケーション活動	外国語・ 外国語活動	<ul style="list-style-type: none"> ・やり取りを行う際には、身体接触（握手やハイタッチ等）を行わないようにする。 ・CDやDVD等の視聴覚教材を積極的に活用する。
児童会活動 (代表委員会、委員会活動、児童会集会活動等)	特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を効率化し、大人数で集まる機会をできるだけ少なくする。 ・集まる際には、会場の換気を行うとともに、互いに距離をとる。 ・短時間で行う。
部活動	部活動	<ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動での活動時における留意点や、マスクの着用については、体育の授業における留意点に準じる。 ・吹奏楽部での活動の留意点は、音楽の授業における留意点に準じる。